

○ 稲川土地改良区賦課金納付組合に対する奨励金交付要綱

〔 昭和 54 年 5 月 7 日 〕
制 定

改正 昭和 58 年 2 月 19 日 平成 22 年 4 月 1 日

（目的）

第1条 この要綱は、稲川土地改良区の賦課金納付成績の向上をはかるため納付組合に対し、奨励金を交付して、組合の健全な発達を助長することを目的とする。
（設立届出）

第2条 納付組合を設立したときは、別記様式により次の事項を記載した設立届（組合員名簿、役員名簿）を理事長に提出するものとする。

- （1）組合の名称、組合事務所の所在地及びその区域
- （2）設立年月日
- （3）組合員の氏名
- （4）役員の名

第3条 奨励金は、当該年度予算の範囲内において次の各号に定めるところにより組合に交付するものとする。ただし、第3号中の奨励金交付率は、当該年度予算編成時において改定の要否を審議し改訂するものとする。

- （1）設立補助金 新たに設立された組合に対し1回限り組合員1人当たり150円
- （2）事務費補助金 1組合当たり1,000円 1組合員当たり100円
- （3）納付成績に対する奨励金

1	納期内完納組合	全員全額 100%	納付金額の100分の2
2	12月末完納組合	全員全額 100%	納付金額の100分の1.5
3	年度内完納組合	全員全額 100%	納付金額の100分の1
4	完納に至らない組合	納付すべき金額の90%～100%未満	納付金額の100分の1の90%
		納付すべき金額の70%～90%未満	納付金額の100分の1の70%
		納付すべき金額の70%未満	納付金額の100分の1の50%

第4条 奨励金の交付は、当該組合の納付成績を審査し、毎年5月末日まで交付する。

第5条 納付組合長には、予算の定めるところにより手当を支給することができる。

附 則

この要綱は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則（昭和58年2月19日）

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月23日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

